

JR東海山田社長から 新幹線関西地方本部 小林委員長に対して 不当労働行為を行った 事実に関して謝罪文 の手交が行われた！！



関西支社会議室において謝罪文を手交する



手交した謝罪文に目を通す小林委員長

会社は、6月12日に最高裁判所第三小法廷から「上告棄却」の判断が下されたことにより、2005年以降争っていた台車検査車両所分会の、職場でのピラ配布に対して、会社が行った事情聴取は不当労働行為であるとの決定を下しました。これで8回目の最高裁判所での不当労働行為が認められたのです。